



公募型指名競争入札公告

下記の委託業務について、宜野湾市上下水道局公募型指名競争入札実施要綱第3条に基づき公告する。

令和2年9月16日

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 島袋 清松



1. 委託名 宜野湾雨水支線実施設計業務委託（その2）

2. 位置 宜野湾市 宜野湾 地内

3. 設計概要

管渠実施設計（開削工法（内径1200mm未満）、耐震計算1）：L=235m
基準点測量（4級基準点測量（市街地乙、平地））：5点
水準測量（4級水準測量（市街地乙、平地））：0.235km
路線測量（作業計画、現地踏査、IP設置、中心線測量、縦断測量、横断測量（市街地乙、平地交通量（1千台未満）））：0.235km
現地測量（現地測量（1/500、市街地乙、平地））：A=0.0035km²
地質調査（土質調査ボーリング粘土シルト66mm深度補正なし鉛直下方：L=30m、標準貫入試験粘土シルト：30回、室内土質試験、解析等調査業務、準備及び後片づけ、調査孔閉塞、平坦地足場）
磁気探査業務（ボーリング：30m、鉛直探査：30m、計画準備、資料解析）

4. 概算業務価格 12,890,000円

5. 履行期間 契約締結の翌日から令和3年2月19日迄

6. 入札参加資格要件

本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものである。

1) 事業年度における本市の指名競争入札参加者名簿（測量等建設コンサルタント業務）に土木関係建設コンサルタント業務にて登録されている者とする。

設計共同体においては、構成員が事業年度における資格名簿に登録されており、代表構成員が土木関係建設コンサルタント業務にて登録されている者とする。

2) 所在区分が市内で登録されている単独企業、若しくは所在区分が市内で登録されている企業を代表構成員とする設計共同体とする。

- 3) 次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。
 - (1) 管理技術者
下水道法施行令第 15 条及び同第 15 条の 3 に定める資格要件を有する者。
 - (2) 照査技術者
下水道法施行令第 15 条及び同第 15 条の 3 に定める資格要件を有する者。

※設計共同体で申し込みする場合は、各構成企業から担当技術者を配置すること。

※申請時においては、上記の実績及び受講を証明できるものの写しを添付するものとする。なお、テクリスに登録されているものについては、その登録番号を明記することで写しの添付は必要としない。

※管理技術者と照査技術者は、兼務することができない。

7. 申込みに必要な書類

本業務入札の参加希望者は、入札参加の適格性について審査を行うので次の書類を提出すること。

- 1) 入札参加届出書（様式 1）
- 2) 設計共同体協定書（様式 2）
- 3) 配置予定管理技術者の経歴等（様式 3）
- 4) 配置予定照査技術者の経歴等（様式 4）
- 5) 配置予定管理及び照査技術者の保険証の写し

※上記(1)~(4)書類の取得方法は当局 HP よりダウンロードしてください。

※上記の様式 2 について、単独企業の場合は必要無し。

8. 申込受付期間及び受付場所

- 1) 受付期間 令和 2 年 9 月 16 日(水)から令和 2 年 10 月 2 日(金)まで

※土、日、祝祭日を除く、午前 9 時から午前 12 時及び、午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

- 2) 受付場所 宜野湾市字野嵩 730 番地
宜野湾市上下水道局 総務企画課 契約管財係
電話 098-892-3351(内線 10 番)
- 3) 提出方法 書類は、持参又は郵送（期限必着）での提出とする。

9. 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、決定後通知する。

10. その他事項

- 1) 届出書の提出で、必ずしも入札指名業者となるものではない。
- 2) 届出書類の作成に係る費用は、届出者の負担とする。
- 3) 提出された書類は、この公告に係る目的以外に使用できない。
- 4) 当該業務に係る入札資料は、指名業者となった者のみ送付するものとし、現場説明は実施しない。
- 5) 提出された書類に虚偽の記載をした場合には、当該届出書を無効とするほか、指名停止措置をすることがある。
- 6) この公告に関する問合せ先

宜野湾市上下水道局 下水道施設課 下水道整備係 担当：石川

TEL 098-892-4156 FAX 098-892-4161